

薬学研究科
医療薬学専攻

2024 年度 **履修要項**
(令和 6 年度)

兵庫医科大学 大学院

学校法人兵庫医科大学 建学の精神

社会の福祉への奉仕
人間への深い愛
人間への幅の広い科学的理解

医療現場に根ざした研究者を育成する大学院教育

近年、医療の急速な進歩に伴い、すべてのメディカルスタッフに要求される能力も高度化している。薬剤師にも薬学研究者にも、これまで以上に医療現場における薬に関する問題点に主体的に係ることが要求され、それに応えるべく薬学部の 6 年制教育が開始された。本研究科は、6 年制薬学部の上に立つ大学院として、入学者が将来高度な研究能力を有する薬剤師若しくは臨床経験を有する薬学研究者として自立して研究活動を継続していくのに必要な能力を獲得し、医療の質の向上に貢献していくことを目指す。

目 次

I	薬学研究科の使命・目的・教育目標、3つのポリシー	
	薬学研究科の使命・目的・教育目標.....	2
1.	使命	
2.	目的	
3.	教育目標	
	薬学研究科 3 つのポリシー	
II	教育課程	
1.	教育課程の特徴と構成	5
1)	教育課程の特徴	
2)	教育課程の構成	
2.	履修要件	7
1)	薬学研究科の修了要件	
3.	履修要領	7
1)	履修指導	
2)	履修届の提出	
4.	博士論文作成	8
1)	本研究科における薬学研究指導科目履修及び博士論文作成プロセス	
5.	学位申請	10
1)	学位申請の資格要件	
2)	博士論文発表会	
3)	学位申請に要する書類	
4)	学位論文審査	
III	関係諸規程	
1.	大学院学則.....	14
2.	大学院学位規程	27
3.	大学院薬学研究科履修規程	34
4.	大学院生室使用内規	36

I 使命・目的・教育目標 3つのポリシー

薬学研究科の使命・目的・教育目標

1. 使命

医療の高度専門化及び異なる医療職種間の連携が進む中で、薬剤師や薬学研究者は広い社会的視野をもって、高度な専門知識と科学的研究手法を活用して、新しい薬物療法の開発、創薬、生命現象の解明などを行い、社会に貢献していく必要があります。兵庫医科大学大学院薬学研究科は、建学の精神「社会の福祉への奉仕」・「人間への深い愛」・「人間への幅の広い科学的理解」を継承し、最先端の薬学的知識と科学的研究手法を修得し、薬学及び医療の抱える諸課題を解決する研究能力を持った人材を養成することにより、薬学の進歩と医療の発展に貢献します。

2. 目的

薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を養成します。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成します。

3. 教育目標

薬学研究科は、使命を実現するために、下記の能力を身に付けた人材の養成を目標とします。

1. 医療現場における諸課題を薬剤師の視点から見出し、それを解決する臨床的研究を立案・遂行し、医療の質向上と変革を推進することができる薬剤師。
2. 薬学分野における研究課題を科学的視点から見出し、それを解決する基礎的研究を立案・遂行し、医薬品創製、生命現象の解明、生命科学の進展などに貢献できる薬学研究者。

薬学研究科 3つのポリシー

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科は、所定の単位を修得し、下記の能力を獲得し、審査に合格した者に博士（薬学）の学位を授与します。

1. 心豊かな人格を有し、研究倫理を身に付け、科学的探求心をもち生涯にわたって自立して研究を続ける意欲と自己研鑽力を有する。
2. 研究課題を見出し、それを解決するための研究を立案する能力を有する。
3. 関連・先行研究を調査し、それらを多角的・批判的に吟味する能力を有する。
4. 高度な専門知識と科学的研究技能を修得し、それを研究に活用する能力を有する。
5. 研究者としてのコミュニケーション能力を身に付け、研究成果を発表するプレゼンテーション能力を有する。
6. 研究成果を世界や社会に発信するための論文作成能力を有する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で要求される能力を獲得するために、以下のカリキュラムを編成します。

1. 幅広い薬学知識と研究倫理を身に付けるため、専門基礎科目として、先端医薬学特論 I～

- IV を配置します。
2. 高度な専門知識を身に付けるため、専門演習科目として、関連性が深い専門分野から選べる専門演習 I・II を多数配置します。
 3. 研究能力を高めるため、研究指導科目として、医療薬学特別研究を配置します。

○教育課程編成方針

研究の基盤となる幅広い薬学知識と研究倫理を早期に修得させるため、専門基礎科目を 1 学年次に配置します。関連性が深い専門分野の知識・技能を深く修得させるため、専門演習科目を低学年次に配置します。研究者として必要な課題発見力、それを解決するための研究立案・遂行力、情報発信力を含む幅広い研究能力を養成するため、研究指導科目を 4 年間にわたり配置します。

○実施方針

コースワークとして実施される専門基礎科目と専門演習科目は、学生の広い視野を涵養とともに学際的研究を可能にするため、本研究科の複数の教員が分担して実施します。リサーチワークとして実施される研究指導科目は、研究課題の探索・設定、研究計画の策定、研究の遂行、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、自立した研究者となるのに十分な知識・技能・態度を修得するため、研究指導教員の指導の下で実施します。

○評価方法

成績評価は、成績評価基準に基づき、授業・研究への積極的・能動的な取り組みと提出された成果物（レポート、研究成果論文）等により科目責任者が行う。

学位論文の審査は、学位規程に基づき、学位論文審査委員会が論文審査、最終試験を厳格かつ公平に行い、薬学研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定します。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

薬学研究科の使命に共感し、高度な研究能力を有する薬剤師を目指す者、薬学的研究課題を科学的に解決する薬学研究者を目指す者で、以下のすべてを備えた人を求めています。

○求める人物像

1. 研究能力を獲得するための基盤となる薬学的知識を有する人
2. 関連・先行研究の調査力と研究成果の発信力を獲得するのに必要な英語力を有する人
3. 医療現場における諸課題や薬学的研究課題を見出し、それらを解決する能力を身に付けていという意欲を有する人

○選抜方式

1. 専門科目：薬学の基礎知識と配属を希望する専門分野の専門知識を判定します。
2. 外国語：薬学や医療に関する英語の能力を判定します。
3. 面接：医療現場における諸課題や薬学的研究課題を見出し、それを解決する能力を身に付けていという意欲を持っているかどうかについて判定します。

II 教育課程

1. 教育課程の特徴と構成

1) 教育課程の特徴

薬学研究科の教育課程の特徴は、高度な研究能力を身につけた薬剤師、医療薬学における問題点を基礎薬学の手法を用いて解決することのできる研究者を養成するために、基礎薬学から医療薬学に至るまで幅広く学ぶことができる事である。さらに、医学研究科及び兵庫医科大学病院との協力関係を活かして、お互いのセミナーや講演会に参加しあって、知識・研究手法・シーズを交換し、医学研究科や兵庫医科大学病院薬剤部と共同研究を行う事を通じて、薬学・医学全般を幅広く見渡せる薬学研究者を養成する教育を行う。

2) 教育課程の構成

教育課程全体は、薬学専門基礎科目、薬学専門演習科目及び薬学研究指導科目で構成される。

科目区分	授業科目名	配当	単位数	
		年次	必修	選択
薬学 専門基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1 前	1	
	先端医薬学特論Ⅱ	1 前	1	
	先端医薬学特論Ⅲ	1 後	1	
	先端医薬学特論Ⅳ	1 後	1	
薬学 専門演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	1 通		4
	医薬品創製科学演習Ⅱ	2 通		4
	免疫病態制御学演習Ⅰ	1 通		4
	免疫病態制御学演習Ⅱ	2 通		4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	1 通		4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	2 通		4
	微生物学演習Ⅰ（基盤的微生物学演習）	1 通		4
	微生物学演習Ⅱ（先進的微生物学演習）	2 通		4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	1 通		4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	2 通		4
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ（分子薬物動態学演習）	1 通		4
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ（臨床ゲノム薬理学演習）	2 通		4
	応用医療薬学演習Ⅰ	1 通		4
	応用医療薬学演習Ⅱ	2 通		4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	1 通		4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	2 通		4
薬学 研究指導科目	医療薬学特別研究	1~4 通	18	

薬学専門基礎科目 4 単位、薬学専門演習科目から 8 単位以上選択、薬学研究指導科目 18 単位の計 30 単位以上の履修が修了要件である。

(1) 薬学専門基礎科目

高度な能力を持つ薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者として、薬学の幅広い分野について、新しい知識を絶えず更新していくことが必要である。そのために薬学専門基礎科目を履修する。薬学専門基礎科目として、薬学全般にわたる最新の知見を各分野の専門家が紹介する共通のオムニバス科目を先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ、各1単位、計4単位を全必修科目として開講する。この授業科目では本大学院の教員が分担して、各分野の最新知見を紹介する。さらに、それぞれの教員が自分の研究内容、研究手法を紹介することにより、本研究科に入学した学生がここでどのような研究が行われているかを概観することができる。この科目を履修することにより、大学院生が自分の所属する研究室以外の教員との交流を深め、学際的な研究を行うことが容易になる。

(2) 薬学専門演習科目

この科目は研究の遂行に必要な基盤的及び先端的な知識・技能・態度を修得するための演習科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも、臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。研究遂行に必要な知識・技能・態度を早期に修得するため、各専門演習Ⅰ・Ⅱとしてそれぞれ1年次、2年次で開講し、各4単位、計8単位の選択必修科目として開講し、3年次、4年次では研究指導科目に専念できるようとする。演習指導は複数の分野の教員が共同して行うことにより、1つの専門分野について多様なアプローチを修得することができる。外国文献の抄読会、自分の研究テーマに関するレビュー、自分の研究課題の進捗状況のプレゼンテーションなどを通じて、他者の研究を正当に評価する能力や研究の進捗状況をプレゼンテーションする技能の獲得を目標とする。

医学研究科の研究室と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が基礎医学・臨床医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、医学研究科の研究室と合同で行う場合もある。臨床医学の教室の症例検討会や抄読会に参加することにより、臨床医学を深く理解し、チーム医療を推進することのできる能力を涵養することもあれば、基礎医学の教室と合同で演習を行うことにより基礎医学と薬学の融合領域で研究活動を行うための知識・技能・態度を修得する場合もある。

(3) 薬学研究指導科目

この科目は大学院博士課程の中心をなす科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも、臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。薬学研究指導科目として4年間で18単位の全必修科目として開講する。テーマの探索・設定、研究内容・計画の策定、研究の実施、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、独立した研究者となるに十分な知識・技能・態度を修得する。

医学研究科の研究室と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が臨床医学・基礎医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、薬学研究科の教員の指導のもとに、医学研究科の研究室や兵庫医科大学病院薬剤部で研究を行う場合もある。医学と薬学の境界領域において研究活動を行うことにより、薬学研究と医学研究の橋渡しを行うことのできる人材を養成する。

2. 履修要件

1) 薬学研究科の修了要件

- (1) 学生の標準修業年限は4年とし、所定の授業科目を合計30単位以上修得しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者の在学期間に關しては、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 学生は、薬学研究指導科目（18単位）を選定する。さらに指導教員（研究指導科目担当の教員）と相談し、薬学専門演習科目（8単位以上）を選択する。これに薬学専門基礎科目（4単位）をあわせて、計30単位以上を履修するものとする。
- (3) 学生は、授業科目の選定のほか、博士論文の作成、その他研究一般について、指導教員の指導に従うものとする。
- (4) 履修した科目（30単位以上）を修得し、かつ、指導教員から必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することによって本課程の修了とする。

3. 履修要領

1) 履修指導

入学後に履修ガイダンスと指導教員からの履修指導を行う。「薬学研究指導科目」の選択については、受験前の事前相談における指導教員との意向確認を踏まえ、指導教員からの履修指導において相談のうえ決定する。履修科目については、履修ガイダンス及び指導教員から履修指導を受けて検討する。また、学位規程、履修規程等、及びシラバスの学修内容、単位の修得と評価等を十分に検討し理解した上で決定する。

2) 履修届の提出

履修しようとする科目は、履修届に記入し所定の期日までに提出する。

4. 博士論文作成

1) 本研究科における薬学研究指導科目履修及び博士論文作成プロセス

(1) 研究指導科目履修及び博士論文作成プロセス

本研究科の大学院生は、修業年限の期間中は、薬学研究指導科目の指導教員と相談し、授業科目の選定の他、学位論文の作成、その他研究一般について、指導を受けることになる。薬学研究指導科目履修及び博士論文作成プロセスの標準的なスケジュールを下表に示す。詳細日時は、神戸教学課 大学院係にその都度確認すること。

1年次	4~7月	・課題の決定、研究計画の作成
	7月	・年次研究計画書・年次研究指導計画書の提出
	3月	・年次研究結果報告書・年次研究指導報告書の提出
2年次	4月	・年次研究計画書・年次研究指導計画書の提出
	3月	・年次研究結果報告書・年次研究指導報告書の提出
3年次	4月	・年次研究計画書・年次研究指導計画書の提出
	3月	・年次研究結果報告書・年次研究指導報告書の提出
4年次	4月	・年次研究計画書・年次研究指導計画書の提出
	10月	・進路調査（博士論文提出の可否）
	12月	・学位申請書類一式提出、研究成果論文の提出
	1月	・博士論文発表会
	2月	・最終試験
	3月	・修了判定 ・年次研究結果報告書・年次研究指導報告書の提出 ・学位授与

*在学延長の学生も、適時、年次研究計画書・年次研究指導計画書と年次研究結果報告書・年次研究指導報告書を提出すること。

(2) 研究計画書

各年次4月（1年次は7月）に年次研究計画書・年次研究指導計画書を神戸教学課 大学院係に提出すること。

◆作成要領

- ・用紙のサイズ A4版
- ・所定の様式に従う。フォントは10~11ポイントを用いる。
- ・枚数 3ページ

(3) 年次研究結果報告書

各年次の終了時に年次研究結果報告書・年次研究指導報告書を神戸教学課 大学院係に提出すること。

◆作成要領

- ・用紙のサイズ A4版

- ・所定の様式に従う。フォントは10～11ポイントを用いる。
- ・枚数 1ページ

(4) 研究成果論文

薬学研究指導科目の単位認定のため、4年次の後期に（優れた研究業績を上げ、3年次で単位を取得しようとするものは3年次の後期に）研究成果論文を神戸教学課 大学院係に提出すること。博士論文が完成していればそれをもって研究成果論文とする。研究成果論文の書式については、指導教員の指示に従うこと。

(5) 博士論文の要件

学位を申請する際には博士論文を提出しなければならない。その要件は以下の通りである。

①【単著論文作成型】学術雑誌(審査制度のあるもの)に受理された原著論文1報以上をもとに研究成果を包括的にまとめた単著の博士論文を作成する。

【原著論文利用型】学術雑誌(審査制度のあるもの)に受理された原著論文1報を博士論文とする。

②【単著論文作成型】原著論文(副論文)は、申請者が筆頭著者のもの、あるいは、筆頭著者が本学教員で申請者が第二著者または第三著者のものでなければならない。

【原著論文利用型】原著論文(博士論文、主論文)は、申請者が筆頭著者のものでなければならない。

③博士論文の書式については指導教員の指示に従うこと。

5. 学位申請

1) 学位申請の資格要件

- (1) 本研究科に在学する者が学位を申請するときは、指導教員の承認を得て、原則として4年次後期に行う。ただし、優れた研究業績を上げた者については、3年次後期に行うことができる。
- (2) 修了に必要な所定の単位を修得したが、博士論文が完成せず、学位申請ができなかつた場合、在学期間延長学生として在学し、4年以内に博士論文を完成し、学位の申請を行う。

2) 博士論文発表会

- (1) 博士論文発表会(以下「発表会」という)は、学位申請者がその博士論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が博士論文の審査及び最終試験を行うことを目的とする。
- (2) 本研究科に学位を申請する者は、申請と同時に発表会の申込みを行うものとする。
- (3) 発表会の申込みを行う者は、指導教員からの学位論文審査委員会委員選出依頼書及び所定の申込書を、指導教員の承認を得て研究科長に提出する。
- (4) 審査委員会委員は必ず発表会に出席することとし、やむを得ず欠席する場合は代理人を立て、研究科長の承認を得なければならない。
- (5) 司会は、研究科長があたる。ただし、研究科長が不在のときは、研究科長が指名した研究科教員があたる。
- (6) 発表内容に関する質疑応答は、必要に応じて発言内容を確認するために記録し保存する。
- (7) 学位申請者は、発表会の議論をもとに、必要に応じて博士論文の改訂を行う。

3) 学位申請に要する書類

【単著論文作成型】

原著論文とは別に、研究成果を包括的にまとめた博士論文（主論文）を単著で作成する。

(1)	学位申請書	1部
(2)	博士論文（主論文）	3部 と PDF
(3)	副論文（博士論文の基盤となる原著論文1報以上）	3部 と PDF
(4)	論文目録	3部 と PDF
(5)	博士論文要旨	3部 と PDF
(6)	博士論文審査委員会委員選出依頼書	1部
(7)	博士論文発表会申込書	1部
(8)	研究指導教員承諾書（副論文に共著者がいる場合）	1部
(9)	倫理審査等申告書（必要な場合）	1部
(10)	参考論文（提出する場合）	3部 と PDF
(11)	博士論文の要約（博士論文がインターネット上で1年以内に公表できない場合）	1部

①上記提出書類の形式は所定の様式に従う。

②博士論文（主論文）は単著でなければならない。

- ③原著論文（副論文）は掲載証明書があれば印刷公表されたものでなくてもよい。ただし、学位を授与された後、その別刷 3部を提出しなければならない。
- ④学位申請のために提出された書類は返還しない。

【原著論文利用型】

博士論文（主論文）に、原著論文1報を利用する。

(1) 学位申請書	1 部
(2) 博士論文（主論文）	3 部 と PDF
(3) 論文目録	3 部 と PDF
(4) 博士論文要旨	3 部 と PDF
(5) 博士論文審査委員会委員選出依頼書	1 部
(6) 博士論文発表会申込書	1 部
(7) 共著者承諾書（主論文に共著者がいる場合）	1 部
(8) 倫理審査等申告書（必要な場合）	1 部
(9) 複数筆頭著者理由書（複数筆頭著者の場合）	1 部
(10) 参考論文（提出する場合）	3 部 と PDF
(11) 博士論文の要約（博士論文がインターネット上で 1 年以内に公表できない場合）	1 部

- ①上記提出書類の形式は所定の様式に従う。
- ②原著論文（博士論文）は掲載証明書があれば印刷公表されたものでなくてもよい。ただし、学位を授与された後、その別刷 3部を提出しなければならない。
- ③原著論文（博士論文）が共著論文である場合は、共著者の承諾を得て、共著者承諾書を提出しなければならない。
- ④学位申請のために提出された書類は返還しない。

4) 学位論文審査

- (1) 審査委員会は、原則として研究科教員3名をもって構成し、主査・副査は研究科教授会が決定する。ただし指導教員は審査委員になることができない。
- (2) 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を実施し、下記の書類を研究科教授会に提出する。
 - (i) 論文審査の結果の要旨及び担当者 1部
 - (ii) 最終試験の結果の要旨及び担当者 1部
- (3) 審査委員会の審査結果に基づき、研究科教授会で合否を決定する。
- (4) 薬学研究科論文審査基準

以下に掲げる学位論文審査基準に従い審査を行い、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を獲得しているかを確認する。

 - ①薬学の研究として意義があり、研究課題が適切である
 - ②研究の背景について、充分な文献検討が行われている
 - ③研究目的が明確である

- ④研究方法が適切である
- ⑤実験方法・データ収集方法が適切である
- ⑥データの分析方法が適切である
- ⑦適切な文献を用いて論理的な考察を行っている
- ⑧一貫性・論理性のある論文である
- ⑨論文としての形式が整っている
- ⑩倫理的事項が遵守されている

(5) 最終試験の実施

①時期

- ・博士論文発表会終了後、原則として一ヶ月以内に行う。
- ・日程の詳細は、研究科教授会が決定し、神戸教学課 大学院係から別途通知がある。

②実施担当者

- ・博士論文審査を担当した審査委員会が実施する。

③試験内容

- ・最終試験は、博士論文をもとに口頭試問を行い、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を獲得しているかを確認する。

(6) 博士課程修了の判定

研究科教授会において、博士課程修了要件に必要な単位の履修状況について判定する。

(7) 学位授与

研究科教授会の審議に基づき、博士（薬学）を授与すべきものと決定した者に学位記を交付して学位を授与する。

III 関係諸規程

兵庫医科大学大学院学則

第1章 総 則

(設置)

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

(目的)

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

(研究科の目的)

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医療・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究成果を世界に発信するとともに、広く社会に還元し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見・問題解決能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。これにより、研究成果を世界に発信するとともに、地域社会に還元し、薬学の進歩と医療の発展に貢献できる薬剤師や薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。
- 4 リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

(内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 リハビリテーション科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)

④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を

有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

（研究科長）

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

（研究科教授会）

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及びリハビリテーション科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聞くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- ⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

(大学運営会議)

第11条の2 本学に本学大学院の重要事項について審議する機関として大学運営会議を置く。

② 大学運営会議に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

- ② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

- ② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあっては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）について、本学大学院において修得した単位として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位 (試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

- ② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかつた者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- ② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士（医学）
	先端医学専攻	博士課程	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士（薬学）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士（看護学）
リハビリテーション 科学研究科	リハビリテーション 科学専攻	修士課程	修士（医療科学）

- ② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。
- ③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日
2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
3 春 季 休 業 日
4 夏 季 休 業 日
5 冬 季 休 業 日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科修士課程及びリハビリテーション科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連續して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転学、転入学)

第36条 本学大学院から他の大学の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

② 学長は、他の大学の大学院から本学大学院へ転入学を願い出た者があるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

③ 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(転科)

第37条 学長は、本学大学院に在籍する者で、本学の他の研究科に転科を願い出た者があるときは、欠員がある場合に限り、許可することがある。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

③ その他研究科の転科に関する事項は別に定める。

(再入学)

第38条 学長は、第35条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者があるとき

は、欠員のある場合又は教育に妨げのない場合に限り、相当の学年に入学を許可することがある。

- ② 既に履修した授業科目、修得した単位及び在学期間の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第40条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
 - 2 第8条の在学年限を超えた者
 - 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
 - 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
 - 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- ② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

- ② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。
- ③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
 - 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
 - 3 学生の本分に背く行為
 - 4 本学の名誉を汚す行為
 - 5 本学の学則及び規程に違反する行為
 - 6 研究倫理に反する行為
 - 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- ④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。
 - ⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学費等

(入学検定料及び授業料等)

第45条 入学検定料及び授業料等については、別表1に示すとおりとする。

- ② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

- 1 医学研究科
一年分 4月1日から4月15日まで
- 2 薬学研究科、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科
前期分 4月1日から4月15日まで
後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第46条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第48条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研

究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第49条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第50条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第51条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第52条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第53条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第54条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

①この改正は、2022年4月1日から施行する。

②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大

学院入学時の金額を適用する。

附 則

この改正は、2022年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、2023年4月1日から施行する。なお、従前記載の別表1（専攻別授業科目及び単位数）を削除する。また、別表2を別表1に変更する。

附 則

- ①この改正は、2024年4月1日から施行する。
- ②医療科学研究科 医療科学専攻は、2024年4月1日よりリハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻に名称を変更する。

別表 1

単位 (円)

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
リハビリテーション科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月文部省令第9号）に基づき、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻	修士（医療科学）

(2) 博士の学位

研究科	専攻	学位
医学研究科	医科学専攻	博士（医学）
医学研究科	先端医学専攻	博士（医学）
薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に対し行う。

- ② 博士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に対し行う。
- ③ 前項のほか医学研究科における学位の授与は、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し行う。

(課程による者の学位申請)

第4条 第3条第1項および第2項の規定に基づき修士若しくは博士の学位を申請する者は、医学研究科は指導教授、他の研究科は研究指導教員の承認を得て、所定の期限までに学位申請書に学位論文その他必要書類を添え、学長に提出する。

- ② 提出する学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の受理)

第5条 学位論文は、学長が受理する。

- ② 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- ③ 受理した学位論文は、いかなる事由があっても返還しない。

(審査委員会)

第6条 前条第2項により学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに、原則として研究科教授会構成員3名から成る審査委員会を設ける。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

② 審査委員会は、学位の申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 第3条第1項及び第2項にある者の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について、口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、第4条第1項にある者は在学期間中、第3条第3項にある者は学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって学長及び研究科教授会に報告する。

(研究科教授会の評価)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文及び最終試験の結果を評価する。

(課程を経ない者の学位申請)

第12条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して学位を申請しようとする者は、本学医学研究科で実施する外国語試験に合格し、研究歴の認定を受けなければならない。研究歴の認定条件は別途定める。

- ② 申請者は指導教授又は紹介教授の承認を得て、学位申請書に学位論文、副論文、論文目録、学位論文要旨、履歴書、研究歴認定証、卒業証明書その他必要書類並びに学位論文審査料を添え、学長に提出する。
- ③ 提出する学位論文は、単著又は申請者が筆頭著者である一編とし、他に副論文を一編以上を添付する。
- ④ 医学研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の取扱いについては、課程による者の学位論文審査等に関する申合せ第2項-2に基づくものとする。
- ⑤ 本学大学院の博士課程を、所定の期間在学しないで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出しようとするときは、前各項による。

(課程を経ない者の試験)

第13条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学科に関し、課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第14条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までを準用する。この場合において第7条第1項、第9条、第10条及び第11条第1項中「最終試験」とあるのは「試験」とそれぞれ読み替えるものとする。

(学位の授与)

第15条 学長は、第10条の報告及び第11条の評価に基づき、第3条第1項および第2項による課程修了者又は第3条第3項による試験合格者には学位を授与する。

② 否決した者には、その旨を通知する。

(学位授与報告及び学位論文要旨の公表)

第16条 前条により博士の学位を授与したときは、その日から3カ月以内に、文部科学大臣に所定の学位授与報告書を提出するとともに、その学位論文要旨及び審査結果の要旨を指定された方法で公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

② 前項にかかるわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したもの公表することができる。この場合研究科教授会は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(論文要旨等の公表)

第18条 博士の学位を授与したときは、本学大学院は著作権許諾が下りるまでの間は論文要旨及び審査結果の要旨を、授与した日から3カ月以内にインターネットにより公表する。

(学位の名称の使用)

第19条 本学大学院において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫医科大学の文字を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学大学院の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科教授会の意見を聴き、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 1 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
 - 2 学位を授与された者が、その栄誉を汚辱する行為があったとき
- ② 前項の審議は、研究科教授会の3分の2以上の出席を必要とし、可決するには、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記)

第21条 学位記は、別表様式のとおりとする。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(審査料)

第23条 課程による者の学位論文審査料は免除、課程を経ない者による学位論文審査料は、20万円とする。

- ② 既に納付した学位論文審査料は、いかなる事由があっても返還しない。

(事務)

第24条 この規程の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、研究科教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年11月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

改正後の第17条及び第18条の規定は、平成25年4月1日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

改正後の第4条第2項の規定は、平成28年3月31日までに満期退学した学生について、従前の例による。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

別表様式（学位記）

【看護学研究科・リハビリテーション科学研究科 修士課程】

第 号		
学 位 記		
氏 名		
年	月	日 生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(〇〇学)の学位を授与する		
年	月	日
兵庫医科大学長		印

【医学研究科 博士課程】

甲 第 号	学位 論文 名	本学大学院医学研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し左記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	学 位 記
兵 庫 医 大 学 長	年 月 日	年 氏 月 名 日 生	印

【薬学研究科 博士課程】

甲第 号	学 位 記	氏 名	年 月 日
本学大学院薬学研究科医療薬学専攻の博士課程において所定の単位を修得し下記学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(薬学)の学位を授与する			
学位論文名			
年 月 日	兵庫医科大学長	印	

【医学研究科 課程を経ない者】

乙第 号	学位 論文 名	本 大 学 に 左 記 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (医 学) の 学 位 を 授 与 す る	学 位 記
兵 庫 医 科 大 学 長	年 月 日	年 氏 月 名 日 生	
印			

兵庫医科大学大学院薬学研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、履修方法等について必要な事項を定める。

(履修手続き)

第2条 学生は学年の始めに前期及び後期に履修しようとする授業科目を定め、履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

② 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該担当教員の了承を得て薬学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に変更を願い出ることができる。

(履修の禁止)

第3条 授業時間が重複する授業科目は、履修することができない。

(成績の評価)

第4条 成績評価は、優、良、可を合格とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

評価	評点
優	80点以上、100点まで
良	70点以上、79点まで
可	60点以上、69点まで
不可	60点未満

(単位の認定)

第5条 試験及びレポート等による成績評価に基づき単位認定を行う。

(博士課程の修了要件)

第6条 博士課程の修了に必要な30単位以上の内訳は、次のとおりとする。

薬学研究科 履修単位

科目	医療薬学専攻
薬学専門基礎科目	4単位
薬学専門演習科目	8単位以上
薬学研究指導科目	18単位

(年次研究計画書の提出)

第7条 学生は指導教員の指導のもと研究計画書を作成し、提出する。

(年次研究指導計画書の作成)

第8条 指導教員は各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度1年間の研究予定等について年次研究指導計画書を作成し、学生に明示する。

(年次研究結果報告書の提出)

第9条 学生は指導教員の指導のもと年次研究結果報告書を作成し、提出する。

(年次研究指導報告書の作成)

第10条 指導教員は年度末までに学生と面談を行い、当該年度1年間の研究指導等について年次研究指導報告書を作成する。

(博士論文の審査および最終試験)

第11条 博士課程の修了に必要な博士論文の審査を受ける学生は、博士論文と審査申請書を提出する。

② 博士論文の審査及び最終試験については、兵庫医科大学大学院学位規程の定めによる。

(在学期間延長学生)

第12条 薬学研究科に4年以上在学し、修了に必要な所定単位を修得したが、学位申請できなかった場合は、在学期間延長学生として取り扱うことを学長が決定する。

② 前項の在学延長期間は、最長4年とする。

(在学期間延長学生の学費)

第13条 前条第1項の在学期間延長学生の学費は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----|
| 1 授業料 | 8万円 |
| 2 教育充実費 | 4万円 |

(その他)

第14条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し、必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

兵庫医科大学大学院生室使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、本学大学院生室（以下「院生室」という。）の施設・設備の利用に關し、基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 院生室の使用目的は、研究・学修・その他これに準ずるものとする。

(利用者)

第3条 院生室を使用できる者は、本学大学院生及び所定の教職員に限る。

(遵守事項)

第4条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的を守ること。
- (2) 施設・設備等を汚損又は毀損しないこと。
- (3) 施錠・盜難・防火・消灯等に十分留意すること。
- (4) 掲示や貼紙をしないこと。
- (5) 備えつけの器具・備品等を許可なく他に移動しないこと。
- (6) 電気容量の多い器具や危険を伴う器具等は、使用しないこと。
- (7) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。院生室では静謐な環境の維持に留意すること。
- (8) 室内の清掃は各自で行うこと。

(利用の取消)

第5条 利用者がこの内規に違反した場合は、利用を取消すことがある。

(その他)

第6条 この内規に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、関係者協議のうえ研究科長が定める。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。